

令和8年第1回沖縄県北部医療組合議会
(定例会)

提出議案説明資料

沖縄県北部医療組合

令和8年第1回沖縄県北部医療組合議会（定例会）
（ 区 分 別 ）

区 分	議 案 区 分						合 計 (件)	備 考
	条 例 (件)	議 決 (件)	予 算 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)	認 定 (件)		
議案数	1	1	1	0	0	0	3	

令和8年第1回沖縄県北部医療組合議会（定例会）

提出議案一覧表		
区分・番号	件名	頁
議案第1号	沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第2号	令和8年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算	2
議案第3号	指定管理者の指定について	4

提出議案の概要

【議案名】

議案第1号 沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

沖縄県人事委員会の勧告を踏まえ、沖縄県の一般職に属する職員との権衡を考慮した沖縄県の会計年度任用職員の給与の状況等を考慮し、沖縄県北部医療組合の会計年度任用職員の給与を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 会計年度任用職員の給与について、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げる。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

- 1 改正内容
沖縄県の会計年度任用職員と同様に年間の支給月数を0.05月分引き上げ
(期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げ)
(支給月数：年4.60月分→年4.65月分)
- 2 施行期日：公布の日

提出議案の概要

【議案名】

議案第2号 令和8年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算

【議案の概要】

1 予算編成の基本的考え方

令和8年度は、令和7年度から開始した公立沖縄北部医療センター等整備事業を引き続き実施し、公立沖縄北部医療センターの令和10年度の開院に向けた取組を推進できるよう、必要な経費を計上した。

2 令和8年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算（案）のポイント

(1) 業務の予定量

公立沖縄北部医療センター等整備事業 7,507,931千円

(2) 収益的収支の状況（予算議案第3条に定める予算）

（単位：千円、％）

	令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増減額	増減率
収益的収入 A	200,351	255,015	▲ 54,664	▲ 27.3%
医業収益	0	0	0	0.0%
医業外収益	200,351	255,015	▲ 54,664	▲ 27.3%
負担金	198,494	211,679	▲ 13,185	▲ 6.6%
補助金	1,782	43,261	▲ 41,479	▲ 2,327.7%
その他	75	75	0	0.0%
収益的支出 B	200,351	255,015	▲ 54,664	▲ 27.3%
医業費用	110,872	224,938	▲ 114,066	▲ 102.9%
給与費	96,662	91,524	5,138	5.3%
経費	14,135	133,339	▲ 119,204	▲ 843.3%
賃借料	6,884	79,665	▲ 72,781	▲ 1,057.2%
委託料	645	29,779	▲ 29,134	▲ 4,516.9%
その他	6,606	23,895	▲ 17,289	▲ 261.7%
減価償却費	75	75	0	0.0%
医業外費用	89,479	30,077	59,402	66.4%
支払利息	89,479	30,077	59,402	66.4%
収支差額（A－B）	0	0	0	0.0%

- 収益的収入及び支出は、前年度に比べて5,466万4千円の減となっている。
- 予算増減の主な要因は、土地購入までの間に工事を行うために土地賃借料の減及び沖縄県北部医療財団設立に伴い開院準備支援業務委託が財団の所管業務となったことによる減による。

(3) 資本的収支の状況 (予算議案第4条に定める予算)

(単位：千円、%)

	令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増減額	増減率
資本的収入 A	7,507,931	9,531,084	▲ 2,023,153	▲ 26.9%
企業債	2,614,500	5,832,500	▲ 3,218,000	▲ 123.1%
負担金	317	194	123	38.8%
補助金	4,893,114	3,698,390	1,194,724	24.4%
資本的支出 B	8,482,931	9,531,084	▲ 1,048,153	▲ 12.4%
建設改良費	7,507,931	9,531,084	▲ 2,023,153	▲ 26.9%
建設改良費	7,507,931	7,618,581	▲ 110,650	▲ 1.5%
委託料	121,061	192,914	▲ 71,853	▲ 59.4%
工事請負費	7,380,050	7,425,667	▲ 45,617	▲ 0.6%
工事負担金	6,820	0	6,820	100.0%
固定資産購入費	0	1,912,503	▲ 1,912,503	▲ 100.0%
企減価償却費	0	0	0	0.0%
借入金償還金	975,000	0	975,000	100.0%
収支差額 (A - B)	▲ 975,000	0	▲ 975,000	100.0%

- 資本的収入は、前年度に比べて20億2,023万5千円の減、資本的支出は、前年度に比べて10億4,815万円の減となっている。
- 予算増減の主な要因は、土地購入費に係る固定資産購入費の減となっている。
- 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する9億7,500万円は、繰越工事資金9億7,500万円(令和7年度県からの借入金)で補填するものとする。

(4) 債務負担行為の状況

事 項	期 間	限 度 額
沖縄県北部医療組合病院事業 会計財務会計システム賃借料	令和9年度まで	396 千円
公立沖縄北部医療センター等 整備事業	令和9年度から 令和10年度まで	3,116,608 千円
公立沖縄北部医療センター 職員住宅整備運営事業	令和10年度から 令和40年度まで	1,542,240 千円

提出議案の概要

【議案名】

議案第3号 指定管理者の指定について

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 公立沖縄北部医療センター
- 2 指定管理者となる団体 名護市字宇茂佐1710番地25
一般財団法人沖縄県北部医療財団
- 3 指定の期間 病院が開院した日から開院後30年を経過した最初の3月31日まで

【説明】

北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書（令和2年7月28日）第3条第2項の規定に基づき設立された、一般財団法人沖縄県北部医療財団に公立沖縄北部医療センターの管理を行わせる。

○ 地方自治法（昭和22年法律第69号）（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2・3 （略）

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 （略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

○ 北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書（令和2年7月28日締結）（抄）

（運営主体）

第3条 北部医療センターの運営は、自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるものとする。

2 県及び北部12市町村は、前項の北部医療センターの指定管理を行わせる団体として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき一般財団法人北部医療財団（以下「財団」という。）を設立する。

3 （略）